セフスロジンナトリウム標準品	1本（100mg）	39,400円
セフタジジム標準品	1本（100mg）	39,300円
セフチゾキシム標準品	1本（100mg）	39,400円
セフチブテン塩酸塩標準品	1本（100mg）	39,400円
セフテラムピボキシルメシチレンスルホン酸塩標準品	1本（100mg）	39,400円
セフトリアキソンナトリウム標準品	1本（100mg）	39,400円
セフピラミド標準品	1本（100mg）	39,400円
セフピロム硫酸塩標準品	1本（100mg）	39,400円
セフプペラゾン標準品	1本（100mg）	39,400円
セフボドキシムプロキセチル標準品	1本（100mg）	39,400円
セフミノクスナトリウム標準品	1本（100mg）	37,900円
セフメタゾール標準品	1本（100mg）	39,400円
セフメノキシム塩酸塩標準品	1本（100mg）	39,400円
セフロキサジン標準品	1本（100mg）	39,400円
セフロキシムアキセチル標準品	1本（100mg）	39,400円
ダウノルビシン塩酸塩標準品	1本（100mg）	39,300円
タランピシリン塩酸塩標準品	1本（100mg）	34,600円
テイコプラニン標準品	1本（100mg）	37,900円
テトラサイクリン塩酸塩標準品	1本（100mg）	39,300円
デメチルクロルテトラサイクリン塩酸塩標準品	1本（100mg）	39,300円
ドキシサイクリン塩酸塩標準品	1本（100mg）	39,400円
ドキソルビシン塩酸塩標準品	1本（100mg）	34,700円
トブラマイシン標準品	1本（100mg）	37,900円
トリコマイシン標準品	1本（100mg）	39,300円
ナイスタチン標準品	1本（100mg）	37,900円
バカンピシリン塩酸塩標準品	1本（100mg）	39,400円
バシトラシン標準品	1本（100mg）	37,900円
パニペネム標準品	1本（100mg）	39,400円
パンコマイシン塩酸塩標準品	1本（100mg）	37,900円
ピブメシリナム塩酸塩標準品	1本（100mg）	39,400円
ピペラシリン標準品	1本（100mg）	39,400円
ピマリシン標準品	1本（100mg）	34,700円
ピラルビシン標準品	1本（100mg）	39,400円
ピロールニトリン標準品	1本（100mg）	39,300円
ファロペネムナトリウム標準品	1本（100mg）	39,400円
フェネチシリンカリウム標準品	1本（100mg）	34,600円
フシジン酸ジエタノールアンモニウム標準品	1本（100mg）	37,900円
フラジオマイシン硫酸塩標準品	1本（100mg）	37,900円
ブレオマイシンA_2塩酸塩標準品	1本（100mg）	37,900円
フロモキセフトリエチルアンモニウム標準品	1本（100mg）	39,400円
ペプロマイシン硫酸塩標準品	1本（100mg）	37,900円
ペンジルペニシリンカリウム標準品	1本（100mg）	37,900円
ホスホマイシンフェネチルアンモニウム標準品	1本（100mg）	37,900円
ポリミキシンB硫酸塩標準品	1本（100mg）	39,300円
マイトマイシンC標準品	1本（100mg）	37,900円
ミクロノマイシン硫酸塩標準品	1本（100mg）	37,900円
ミデカマイシン標準品	1本（100mg）	37,900円
ミデカマイシン酢酸エステル標準品	1本（100mg）	37,900円
ミノサイクリン塩酸塩標準品	1本（100mg）	39,400円
ムピロシンリチウム標準品	1本（100mg）	39,400円
メロペネム標準品	1本（100mg）	39,400円
ラタモキセフアンモニウム標準品	1本（100mg）	39,400円
リファンピシン標準品	1本（100mg）	39,300円
リボスタマイシン硫酸塩標準品	1本（100mg）	37,900円
リンコマイシン塩酸塩標準品	1本（100mg）	39,400円
レナンピシリン塩酸塩標準品	1本（100mg）	39,400円
ロイコマイシンA_5標準品	1本（100mg）	37,900円
ロキシスロマイシン標準品	1本（100mg）	39,400円
ロキタマイシン標準品	1本（100mg）	37,900円
7　その他		
たん白質定量用標準アルブミン	1本（20mg）	22,400円

○国土交通省告示第三十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第三条第五項の規定に基づき、土砂災害防止対策基本指針を変更したので、同条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十七年一月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

土砂災害防止対策基本指針

一　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関する基本的な事項

1　土砂災害防止対策基本指針の位置付け

我が国は、国土の約七割を山地・丘陵地が占め、地質的にも脆弱で、梅雨期の集中豪雨、台風に伴う豪雨等により、急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑りを原因とする土砂災害が全国各地で発生しており、平成十六年から平成二十五年までの過去十年間における土砂災害の年平均発生件数は、約千二百件に上っている。特に、平成二十五年の伊豆大島や平成二十六年の広島市での土砂災害など、局地的な豪雨により多数の死者を伴う甚大な被害が発生している。

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）は平成十二年に制定され、それまでの砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備によるハード中心の対策に加え、避難体制の整備や一定の開発行為の制限等のソフト対策が推進されてきた。

しかし、平成二十六年八月豪雨による広島市での土砂災害等において、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。）の指定や、基礎調査の実施がなされていない地域が多く、住民に土砂災害の危険性が十分に伝わっていなかったこと、避難勧告等の発令が災害発生後となってしまったこと、避難場所や避難経路が危険な区域内に存在するなど、土砂災害からの避難体制が不十分な場合があったことなどの課題が明らかとなった。